

吉富町狭あい道路拡幅整備促進計画 《改訂版》

令和2年3月

吉 富 町

目 次

1 . 狭あい道路の現状	1
2 . 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針	3
(1) 狭あい道路整備の基本的な考え方	3
(2) 狭あい道路整備の基本方針	3
(3) 狭あい道路の整備方針	5
3 . 事業期間	5
4 . 拡幅整備の対象とする狭あい道路	5
5 . 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要	9
6 . 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み	9
7 . その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要	10

資料編

路線別事業費 (見込値)	12
事業計画表 (表 6 - 1)	15

1. 狭あい道路の現況

本町は昭和50年2月に町全域を都市計画区域に指定し、特定行政庁によって建築基準法第42条第2項に規定された道路の指定、いわゆる2項道路の指定が行われています。

その後、2項道路は指定時のままで幅員に狭あいなものが多いが、新築、建替等の建築行為に伴い、建築基準法に基づく道路後退等が行われた箇所もあります。しかし、この場合でも土地の所有権が従前のままのものが多く、本来道路の用に供すべき用地を私的に利用されている場合など、道路後退の本来の目的が果たされていない箇所も見受けられます。

また、幹線町道を除く一般町道は、宅地開発に伴い設けられた道路を除き、ほとんどが幅員4m未満の狭あい道路で、かつ屈曲した道路となっています。町道総延長約71kmのうち、幅員3.5m未満の狭あい道路が全体の40%を占めており、5.5m以上の幅員の道路は約7.3km、10%にすぎません。さらに、自動車のすれ違い通行が困難な幅員1.5m未満の町道は9.3km、13.1%もあります。

町道の認定状況（表1-1）

	延長（m）	面積（㎡）
1級町道	4,464.70	31,592.70
2級町道	16,400.44	87,894.30
その他町道	50,076.75	198,634.65
計	70,941.89	318,121.65

資料：認定路線調書（平成29年3月）

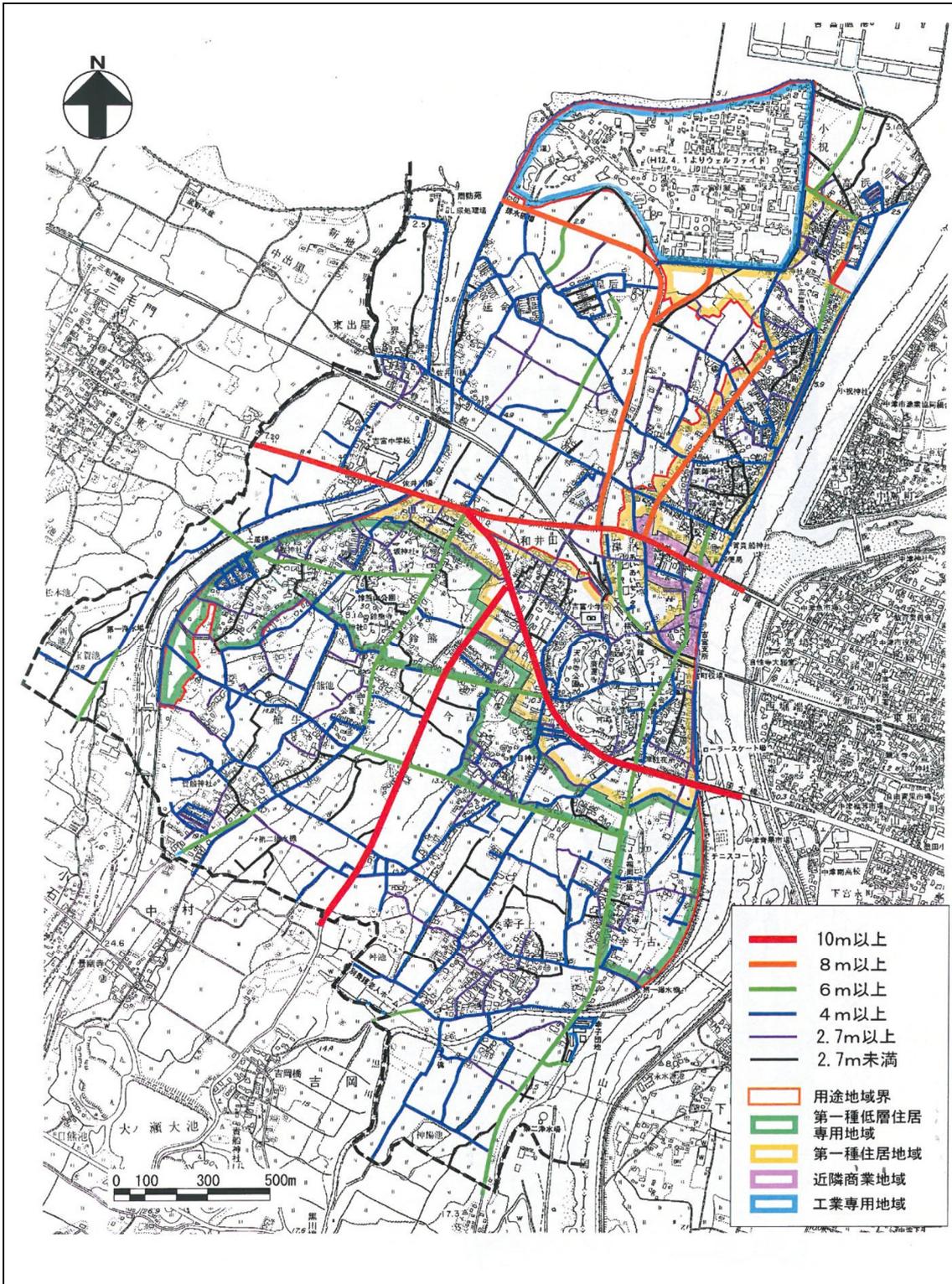
幅員階級別町道延長（表1-2）

幅員階級	延長計（m）	構成比	累積
1.5m未満	9,298	13.1%	13.1%
1.5m以上 3.5m未満	18,705	26.4%	39.5%
3.5m以上 5.5m未満	35,655	50.2%	89.7%
5.5m以上	7,283	10.3%	100.0%
総計	70,941	100.0%	

幅員は路線毎の平均幅員

資料：認定路線調書（平成29年3月）

道路幅員図(図1-1)



2. 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

(1) 狭あい道路整備の基本的な考え方

狭あい道路は、幅員4m未満のものであっても道路として認めるものとした、いわゆる「みなし道路」であり、救済的な規定です。将来建て替え等が行われる際には道路境界線内にある壁、塀等を取り除かれ、それによって幅員4mの道路が実現されることを期待するものです。

本町においても高齢化や人口減少の局面を迎えており、地域において世代をつないで長く安心して住み続けるためには、地域内における住みやすさの向上がこれまで以上に重要となっています。併せて、近年各地で多発している地震や風水害などの自然災害、及び、火災時等における避難路や緊急車両進入路の確保は防災や安全の面からも緊急な課題となっています。

本町がめざす、安心・安全な住み良いまちづくりは、地域における身近な道路の整備に直接関係することから、地域内における道路整備を進める方策が求められています。また、現在、狭あい道路は全町域に多く存在することから全てを一挙に整備することは不可能であり、各地域において最も効果的な箇所から整備することが第一に求められます。さらに、これまでのように建築行為を待って整備を行うには時間を要し、拡幅された区間だけがいつまでも残ることになります。

これらを解消するためには、各地区内にてモデル的な道路整備を行い、地域住民の中で道路整備の機運を高めるインセンティブ(意欲・誘因)を与え、間断なく整備を進める方策が求められます。

(2) 狭あい道路整備の基本方針

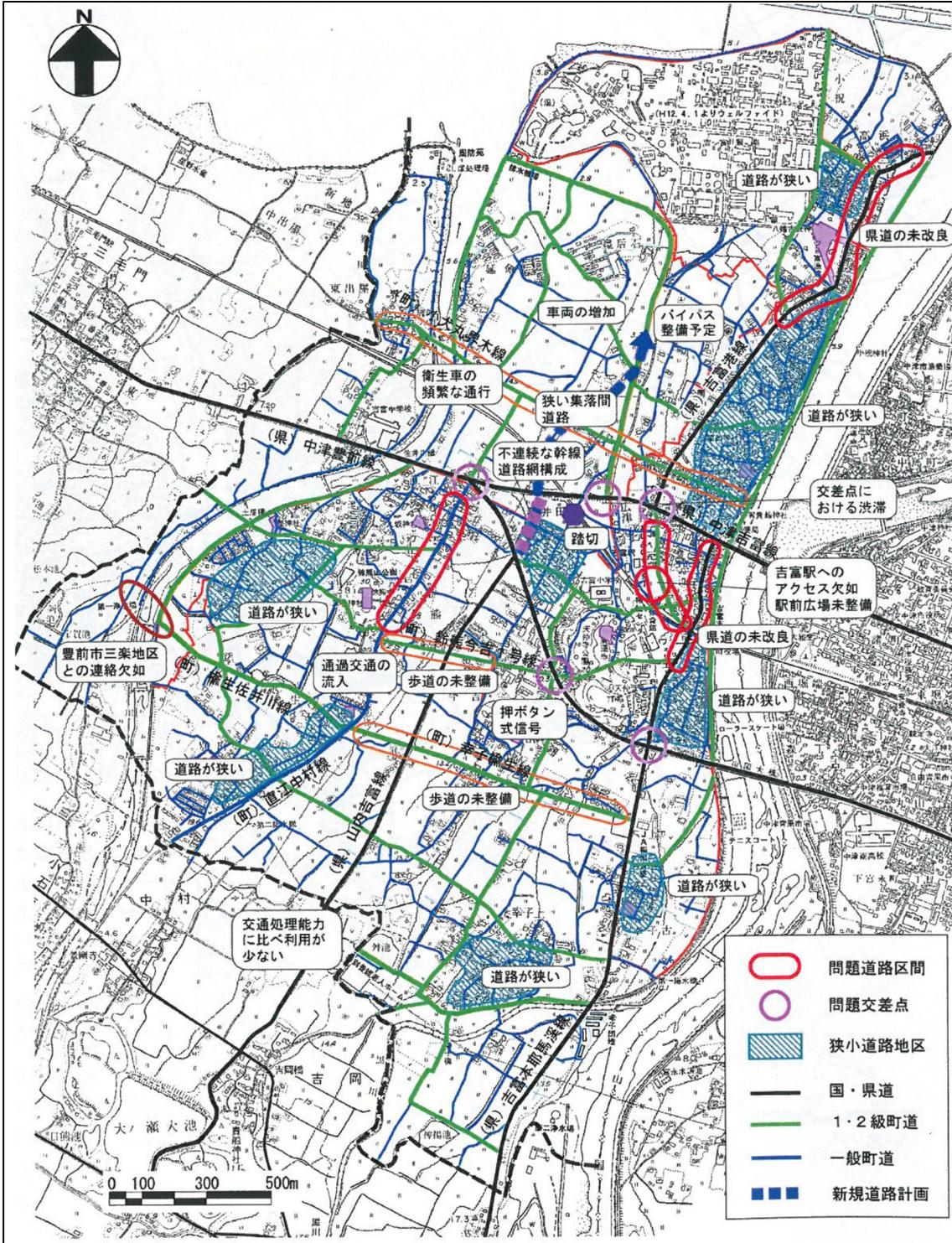
1) 各地域にとって重要な主要区画道路(通り抜け)を重点的に整備します。

- ・狭小道路地区(図2-1)内において、最も利用頻度の高い道路であり、通勤・通学などの多目的に利用される道路
- ・災害時等に他の地域へ移動する際の避難ルートとして地域住民にわかりやすく、かつ、地域内へ緊急車両の容易な導入が図れる道路

2) 重要な道路の整備にあたっては、後退用地の買収も積極的に行います。

- ・地域住民の道路拡幅の機運を高め、事業を間断なく進めるには町が能動的に働きかけ、一部であっても離合等の円滑な道路交通の確保を図ります。

道路課題図 (図 2 - 1)



(3) 狭あい道路の整備方針

狭あい道路整備の基本方針を踏まえ、狭あい道路の類型区分ごとの整備規格を次のように設定します。

狭あい道路整備方針（表 2 - 1）

道路の類型区分	整備方針	用地の取得方法	計画幅員
主要区画道路	重点的に整備を進める	不動産鑑定、町基準単価等での買収	6.5m(第3種第4級相当)、6.0m以上
区画道路 (道路網を構成)	建築行為、自治会要望等に伴い、計画的に整備を進める	町基準単価での買収、寄付等	6.0m、5.0m(第3種第5級相当)
区画道路 (行き止まり道路)	建築行為、自治会要望等に伴い、個別に整備を進める	町基準単価での買収、寄付等	5.0m(第3種第5級相当)、4.0m

町基準単価（表 2 - 2）

地 目	単 価
宅地	6,050 円 / m ² (20,000 円 / 坪)
田・畑	4,540 円 / m ² (15,000 円 / 坪)
雑種地・原野・山林	3,030 円 / m ² (10,000 円 / 坪)

ただし、状況に応じて価格を考慮することができる。

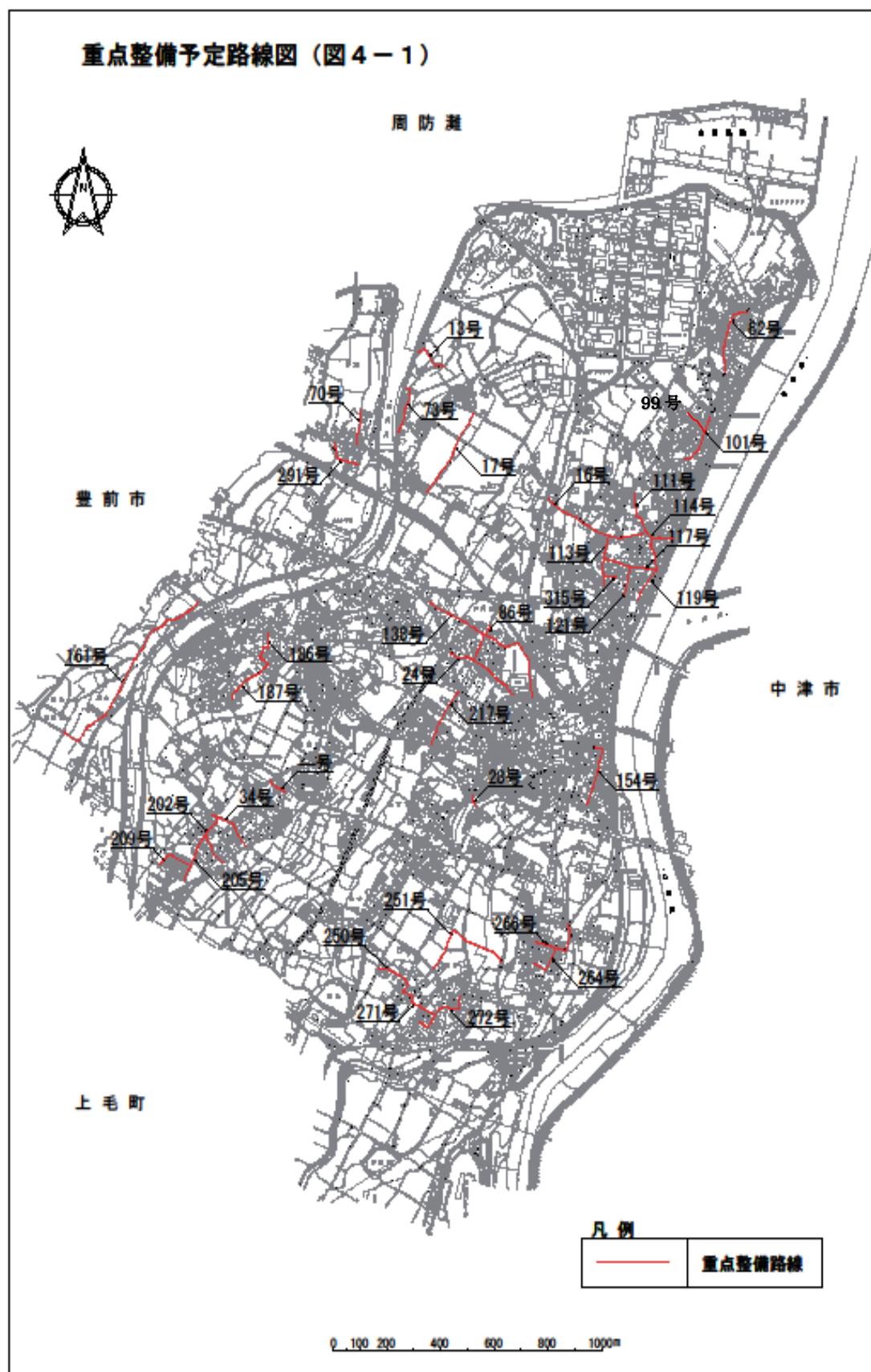
3 . 事業期間

本計画は国の社会資本整備総合交付金事業を活用しての事業期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。令和7年度以降については、各種事業を活用し、狭あい道路の解消に向け永続的に整備に努めます。

4 . 拡幅整備の対象とする狭あい道路

吉富町では昭和50年2月に全町域を都市計画区域に指定しており、町全域における全ての2項道路等を対象としますが、緊急車輛等の通行が困難である狭小道路地区（図2-1）に指定した地域内を重点的に整備します。

重点整備予定路線図 (图 4-1)



重点整備予定路線（表4-1）

地区名	路線名	現況	計画規格	道路種別	備考
幸子上	272号 幸子屋敷線	L = 270m W = 3.1m	W = 4.0m	2項道路	
幸子上	261号 幸子藤原線	L = 394m W = 1.9m	W = 6.0m	未判定 町道	
幸子上	250号 今吉篠塚線	L = 110m W = 2.9m	W = 5.0m	2項道路	
幸子上	271号 幸子世内田線	L = 150m W = 3.7m	W = 5.0m	2項道路	
幸子古	264号 幸子西光寺線	L = 270m W = 3.2m	W = 5.0m	2項道路	
幸子古	266号 幸子屋敷1号線	L = 77m W = 2.7m	W = 5.0m	2項道路	
別府	34号 土屋別府線	L = 195m W = 2.8m	W = 6.0m	2項道路	
別府	202号 居屋敷2号線	L = 204m W = 3.0m	W = 5.0m	2項道路	
別府	205号 別府針竹線	L = 168m W = 3.4m	W = 6.0m	2項道路	
別府	209号 別府町菅住宅1号線	L = 140m W = 4.0m	W = 5.0m	1項 1号道路	
楡生	号 楡生地区内里道	L = 68m W = 2.0m	W = 4.0m	2項道路 里道	
今吉下	28号 和井田今吉2号線	L = 87m W = 3.4m	W = 5.0m	2項道路	
土屋	186号 土屋居屋敷線	L = 150m W = 2.6m	W = 6.0m	2項道路	
土屋	187号 石倉岩本線	L = 230m W = 2.9m	W = 6.0m	2項道路	
土屋	161号 高田飯喰線	L = 758m W = 4.3m	W = 6.5m	1項 1号道路	
界木	13号 小犬丸延命線	L = 130m W = 3.1m	W = 6.5m	2項道路	

地区名	路線名	現況	計画規格	道路種別	備考
界 木	7 0号 直江蟹喰線	L = 1 2 0 m W = 2.1 m	W = 5.0 m	2項道路	
界 木	7 3号 直江延命線	L = 1 8 0 m W = 2.0 m	W = 4.0 m	未判定 町道	
界 木	2 9 1号 界木稻荷線	L = 1 0 8 m W = 3.1 m	W = 5.0 m	2項道路	
和井田	2 4号 和井田広津線	L = 2 0 0 m W = 3.0 m	W = 6.0 m	2項道路	
和井田	8 6号 戸崎和井田線	L = 1 2 0 m W = 2.4 m	W = 5.0 m	2項道路	
和井田	1 3 8号 吉富小学校線	L = 5 8 0 m W = 3.8 m	W = 5.0 m	2項道路	
和井田	2 1 7号 広津今吉線	L = 2 1 2 m W = 3.7 m	W = 5.0 m	2項道路	
広津上	1 5 4号 広津屋敷3号線	L = 2 0 6 m W = 2.3 m	W = 5.0 m	2項道路	
小犬丸上	1 6号 小犬丸玄光院線	L = 2 4 2 m W = 4.2 m	W = 5.0 m	2項道路 (一部)	
小犬丸上	1 1 3号 八反坪屋敷線	L = 1 7 5 m W = 3.7 m	W = 5.0 m	2項道路	
小犬丸上	1 1 7号 園田屋敷線	L = 1 9 6 m W = 2.6 m	W = 5.0 m	2項道路	
小犬丸上	1 2 1号 大市屋敷線(延長)	L = 5 0 m W = 2.0 m	W = 6.5 m	6項道路 (見込)	
小犬丸上	3 1 5号 小犬丸園田2号線	L = 4 7 m W = 2.7 m	W = 4.0 m	2項道路	
小犬丸下	1 1 1号 堤村中線	L = 1 4 3 m W = 3.1 m	W = 5.0 m	2項道路	
小犬丸下	1 1 4号 小犬丸屋敷1号線	L = 1 1 0 m W = 2.7 m	W = 5.0 m	2項道路	
小犬丸 上下	1 1 9号 寺ノ前屋敷線	L = 2 0 2 m W = 2.6 m	W = 5.0 m	2項道路	
喜連島上	9 9号 狐島1号線	L = 9 5 m W = 3.0 m	W = 5.0 m	2項道路	

地区名	路線名	現況	計画規格	道路種別	備考
喜連島 上下	101号 狐島屋敷線	L = 250m W = 2.1m	W = 5.0m	2項道路	
高 浜	62号 小祝屋敷線	L = 260m W = 3.5m	W = 5.0m	2項道路	

総事業費（用地費＋分筆登記費＋工事費等の概算値計）

5．狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

（1）後退用地の買収

能動的に整備をすすめるため、部分的な拡幅であっても、離合等の円滑な道路交通の確保をはかるため積極的な買収を行います。

（2）道路整備費の町負担

買収等により所有権が移転した道路用地については町道区域に編入するとともに、舗装及び排水施設等の整備を町負担にて行います。

6．狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

事業計画表（表6-1）

	令和2年度 事業費	令和3年度 事業費	令和4年度 事業費	令和5年度 事業費	令和6年度 事業費
用地の取得 （内測量費）	15,900千円	14,300千円	13,100千円	17,400千円	13,800千円
築造又は舗装	30,000千円	23,500千円	36,000千円	24,900千円	40,000千円
門、塀等の除去 又は移設	5,500千円	3,600千円	3,100千円	1,300千円	3,700千円
ハード事業に付 随するソフト事 業	千円	千円	千円	千円	千円
合計	51,400千円	41,400千円	52,200千円	43,600千円	57,500千円

7. その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

狭あい道路の解消を図るためには、各地区内にて道路整備の機運を高めるとともに、整備に係る協力態勢を構築する必要があります。そのために、各地区にて一部でもモデル的な道路整備を実施することによりインセンティブ（意欲・誘因）を与え、更に、関連道路についても拡幅要望に繋がるような機運の促進を図ります。

また、地区内における建築行為も狭あい道路解消の大きな機会となります。建築行為者と建築計画の初期段階での交渉が円滑な拡幅整備へ繋がることが予想されるため、農地転用申請担当や建築確認申請担当との連携、及び、道路パトロール等による情報収集に努めます。

（具体的な施策内容）

- ・各狭小道路地区内に1箇所程度のモデル的な整備を実施します。
- ・狭あい道路整備についての地区懇談会等を開催します。
- ・広報等を活用しての道路後退線等の法の周知、整備箇所の紹介を行います。
- ・農地転用申請、建築確認申請担当と建築行為に対する情報の共有化を図ります。
- ・道路パトロール時に道路隣接地の造成や建築行為についての情報収集に努めます。
- ・道路後退用地の積極的な買収、及び、町道への編入に努めます。